

岩手県職員（職業訓練指導員）募集要項

令和5年11月
岩手県

1 職種、採用予定人員、勤務先及び職務内容

職種		採用予定人員	採用予定先	職務内容
職業訓練指導員	機械、メカトロニクス	1名	県立職業能力開発施設 (産業技術短期大学校(矢巾町・奥州市) 高等技術専門校 (一関市・宮古市・二戸市))	職業能力開発施設において、学生及び在職中の労働者に対する各職種の専門的な知識・技術・技能の指導業務に従事します。
	情報、電気・電子	2名		

2 応募資格

次の要件を満たす者が受験できます。

(1) 令和6年4月1日現在における年齢が50歳以下の者（昭和48年4月2日以後に生まれた者）

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 募集職種に関する学士の学位を有し、募集職種に関して5年以上の実務経験を有する者で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 募集職種に関する職業訓練指導員免許を有する者若しくは採用までの間に取得する見込みがある者

※ 採用までに職業訓練指導員免許が取得できない場合は採用されません。

(イ) 工業又は工業実習の教科についての高等学校の普通教員免許を有する者

(ウ) 募集職種に関する1級の技能検定に合格した者

イ 募集職種に関して10年以上の実務経験を有する者で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 募集職種に関する職業訓練指導員免許を有する者若しくは採用までの間に取得する見込みがある者

※ 採用までに職業訓練指導員免許が取得できない場合は採用されません。

(イ) 職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校において、募集職種に関する専門課程を修了した者

ウ 大学において、募集職種に関する博士若しくは修士課程を修了した者又は採用までの間に修了見込みの者

エ 募集職種に関して3年以上の教育訓練に関する指導の経験を有する者

オ 職業能力開発総合大学校において、募集職種に関する高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程（平成31年4月1日以後の短期養成課程の場合にあっては、実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。）の指導員養成訓練を修了した者又は修了見込みの者（短期養成課程の指導員養成

訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。）

カ 職業能力開発総合大学校（旧職業能力開発大学校、旧職業訓練大学校を含む。）において、募集職種に関する応用研究課程又は研究課程の指導員訓練を修了した者

キ 職業能力開発総合大学校（旧職業能力開発大学校、旧職業訓練大学校を含む。）において、募集職種に関する長期課程の指導員訓練を修了した者で、その職種に関し、5年以上の実務経験を有しているもの

※ 次の各号のいずれかに該当する方は、応募できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- (3) 岩手県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

なお、日本国籍を有しない方も受験できます。（「日本国籍を有しない受験希望者の皆さんへ」をお読みください。）

3 応募受付期間

令和5年11月21日(火)から令和6年1月10日(水)までとし、郵送の場合は1月10日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

4 応募手続

応募者は、次の書類を「岩手県総務部人事課」（〒020-8570 ※住所の記載は必要ありません。）に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「職業訓練指導員応募」と朱書し、簡易書留扱いで送付してください。

- (1) 履歴書（所定の様式による用紙を使用し、最近3か月以内に撮影した上半身正面縦4.5cm、横3.5cmの写真を貼付したもの）＜別紙様式1＞ 1部
- (2) 職業訓練指導員免許の写し（職業訓練指導員免許を取得した者に限る。） 1部
- (3) 高等学校の普通教員免許の写し（高等学校普通教員免許を取得した者に限る。） 1部
- (4) 大学の卒業証明書及び学業成績証明書（該当者に限る。） 各1部
- (5) 大学院の修了証明書及び学業成績証明書（該当者に限る。） 各1部
- (6) 職務経歴書（職務経歴を有する者に限る。）＜別紙様式2＞ 1部

5 審査・考査方法、考査日時及び場所

区分	考査方法	考査日時・場所
審査	○書類選考等 提出された書類に基づき、職業訓練指導員の免許を有しない者について、申請により募集職種に関する職業訓練指導員の免許の交付を受けることのできる者又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の2に定める者に該当するかどうかなどについて審査します。	
選考考査	1 適性検査 （職務遂行上必要な適性についての考査） 2 論文試験 （当該職に就くにふさわしい専門知識・識見・表現力等についての考査） 3 人物考査 （公務員としての適格性についての考査）	令和6年2月4日（日） 岩手県庁等 （書類選考の合格者が選考考査の対象となります。）

6 合格通知

- 書類審査の結果については、概ね令和6年1月下旬に、その合否を通知します。
なお、書類審査の合格者には、併せて選考考査の時間及び場所を通知します。
- 選考考査の結果については、概ね令和6年2月下旬までに、その合否を通知します。
なお、選考考査の合格者には、採用内定者として必要な手続を通知します。

7 勤務条件等

(1) 給与

初任給は、採用者の経歴、その他を勘案の上、決定されます。

大学卒業後5年の実務経験後に採用された者の初任給は、月額216,200円程度となります。（令和5年4月現在）

このほか、採用された職員や勤務の状況に応じて、扶養手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当（職業訓練指導手当）、期末手当、勤勉手当などが支給されます。

なお、民間給与の動向に応じて、別に給与の改定が行われる場合があります。

(2) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

(3) 休暇

年次休暇、病気休暇、結婚休暇、夏季休暇などの休暇制度があります。

8 考査結果の開示

考査結果については、受験者本人に限り、口頭で開示請求することができます。

開示請求を行う場合には、受験者本人であることを明らかにする書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等の本人の顔写真が貼付されたもの）を持参の上、受験者本人が開示場所までおいでください。

なお、電話、はがき等による開示請求はできません。

区分	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
選考考査	選考考査不合格者 (本人に限る。)	総合得点及び 総合順位	選考考査合格発表の日から 起算して1月間（受付は、土 曜日、日曜日及び祝日を除く 午前9時から午後5時まで）	行政情報センター (岩手県庁1階)

9 その他

- (1) 採用予定日は、令和6年4月1日です。ただし、上記の日以外の日に採用されることがあります。
- (2) 本募集要項に記載の日程等が変更となる場合があります（応募書類に記載された連絡先に連絡します）。
- (3) 詳細については、岩手県商工労働観光部商工企画室（Tel019-629-5526）にお問い合わせください。

《応募先：応募書類提出先》	岩手県総務部人事課人事担当 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 Tel019-629-5072
《詳細の問い合わせ先》	岩手県商工労働観光部商工企画室管理担当 Tel019-629-5526

日本国籍を有しない受験希望者の皆さんへ

- 1 試験問題、試験の方法は、日本国籍を有する者と同一です。
試験問題は、日本語による出題です。解答も日本語でしていただきます。
- 2 採用時に就職に制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。
- 3 日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されません。
詳しくは、岩手県総務部人事課（019-629-5072）にお問い合わせください。

以上のことを考慮の上、受験申込みをしてください。